

日本インダストリアルイメージング協会 商標・ロゴ取り扱いガイドライン

2007年4月17日制定

(2024年10月3日改定)

一般社団法人
日本インダストリアルイメージング協会

(目的)

第1条 本規定は日本インダストリアルイメージング協会の定めるロゴの運用・取り扱いに関するガイドラインとして定めるものである。

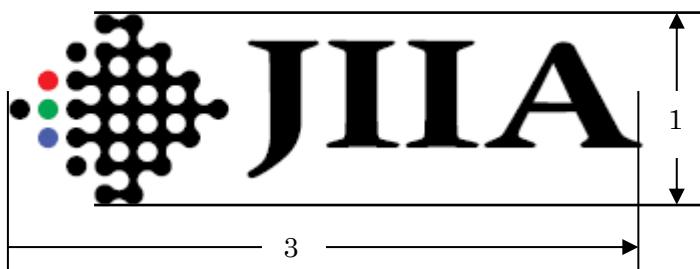
(適用の範囲)

第2条 本規定は、日本インダストリアルイメージング協会が発行又は運営する以下に示す書類、ウェブサイト、展示会等に適用するものとする。会員が以下に示す書類、自社のウェブサイト又は展示会等で使用する場合は、事前に「JIIA 商標・ロゴ使用申告書」にて事務局長あて申告するものとする。

1. 標準規格書
2. プレゼンテーション
3. JIIA が発行する印刷物 (JIIA 活動案内、統計資料等)、
4. Web site,
5. 看板 (展示会、セミナー等)
6. レターへッド、
7. 名刺、
8. 封筒
9. バッジ
10. 盾
11. その他

(ロゴの種類)

第3条 使用するロゴは 下記の通りとする。正式ロゴとしては図形と JIIA の文字は別々に使用してはならない。ロゴの縦横の比率は、1 : 3 とする。



(ロゴの登録)

第4条 当該ロゴは日本インダストリアルイメージング協会の登録商標として登録する。

(ロゴの応用)

第5条 名刺、封筒、バッジ等 スペースに限りがある場合は、下記縦型ロゴの使用を可能とする。



(ロゴと協会名の併記)

第6条 ロゴと協会名を併記する場合は 商標ロゴを使用する場合は、日本文名、英文名、日本文名・英文名併記から用途に応じて選択可能とする。付表1にその例を示す。実際の運用に際しては ロゴと協会名のサイズのバランスを考慮し設定するものとする。

(ロゴの運用)

第7条 ロゴの具体的運用に関しては、付表2に定めるフォーマットを基本とする。ロゴのサイズ等は特に定めないが定められたフォーマットを逸脱しないことを原則とする。

(運用フォーマットの追加)

第8条 本規定で記載された運用例以外に新規に作成する場合は 事務局に書面によって連絡し、その可否に関し理事会にて審議し決定する。決定したフォーマットは 隨時このガイドラインに追加するものとする。

(フォーマットの共用)

第9条 ロゴの運用例に関するテンプレートは、日本インダストリアルイメージング協会のWebサイトの会員専用ページに保存するものとし、会員各自がダウンロードして使用できるものとする。

(使用の停止)

第10条 商標・ロゴの使用が、本ガイドラインの規定を外れている場合、または、本ガイドラインにて定めのない使用が判明した場合、協会は、使用の停止を指示できるものとする。

(ガイドラインの改定)

第11条 本規定が、実際の運用上不具合を生じた場合、あるいは、会員よりの変更要請があった場合は 理事会にて審議するものとする。

(発効日)

第12条 平成19年4月17日

(附則)

第1条 このガイドラインの改定は、2024年10月3日より発効する。

付表1. ロゴと協会名の併記の例



日本インダストリアルイメージング協会

JIIA



Japan Industrial Imaging Association

JIIA



日本インダストリアルイメージング協会

Japan Industrial Imaging Association

JIIA



JIIA

日本インダストリアルイメージング協会

JIIA



JIIA

Japan Industrial Imaging Association

JIIA



JIIA

日本インダストリアルイメージング協会

Japan Industrial Imaging Association

JIIA

付表 2 ロゴの具体的運用例

1. レターへッドでの使い方



2. プrezentationでの使用例



3. 名刺での使用例

